

2025年4月7日

今治市南大門町二丁目2番地の4
四国ガス株式会社

2025年3月23日に発生した林野火災により被災された
お客さまに対する電気料金の特別措置について

3月23日に発生した林野火災により被災されたお客さまにおかれましては、心からお見舞い申し上げます。

当社は、林野火災による影響で災害救助法が適用された愛媛県今治市、西条市のお客さまからのお申し出に応じて、電気料金の特別措置を実施いたします。

記

1. 対象となるお客さま

今回の特別措置は、2025年3月23日に発生した林野火災により災害救助法が適用された地域（愛媛県今治市、西条市）の当社「ガポタでんき」ご利用のお客さまが対象となります。（お客さまからのお申し出により適用^{※1}させていただきます。）

※1 特別措置の適用にあたっては、原則として罹災証明書等のご提出が必要となります。

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日^{※2}の延長

被災されたお客さまの2025年2月分（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日を各々1ヵ月延長いたします。

※2 支払期日とは、請求日の翌日から起算して30日目を言います。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヵ月間に限り、電気料金は申し受けません。

（3）不使用日の料金割引

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない期間のうち、2025年4月1日から同年9月末日までの間において、「（2）不使用月の電気料金の免除」が適用されない期間については、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める「災害救助法が適用された場合等の特別措置」にもとづく割引（不使用日1日につき託送料金の基本料金を4%割引）と同額を電気料金から割引いたします。

本件に関するお問い合わせ窓口

四国ガス株式会社

今 治 支 店 0898-32-5056

松 山 支 店 089-945-1211

宇 和 島 支 店 0895-22-4650

高 知 支 店 088-802-5005

徳 島 支 店 088-654-2171

高 松 支 店 087-821-8146

丸 亀 支 店 0877-22-2301

[受付時間] 月曜日～金曜日 9：00～17：00

※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除きます。

以上